

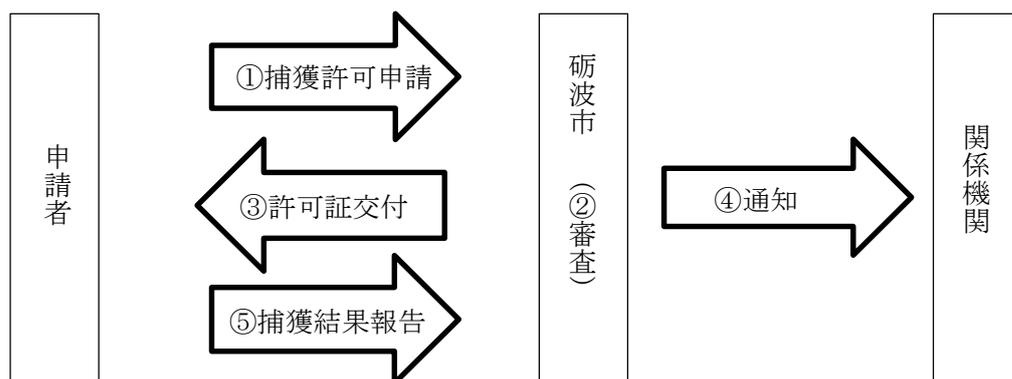
ハクビシン等の捕獲許可申請について

ハクビシン・タヌキを捕獲するには、以下の要件・手続きが必要です

わな猟免許を有していない方

- 1 対象鳥獣 ハクビシン等の小動物
- 2 要件 捕獲獣類の適切な処分ができること
- 3 方法 箱わな
- 4 区域 垣、柵その他これに類するもので囲われた住宅等の敷地内であり、かつ、申請者の所有の土地又は被害等を受けた者から依頼された土地
- 5 期間 捕獲期間は最長2か月間
※狩猟期間中（11月15日～2月15日）は、許可不要

～捕獲許可申請手続きの流れ～



- ①捕獲許可申請書を記入し、市に提出します。
- ②捕獲が必要かどうかを審査します。
- ③申請者に捕獲許可証を交付します。
- ④関係機関に捕獲許可証を発行したことを通知します。
- ⑤捕獲許可証を返却する際に、捕獲結果を報告します。

※捕獲許可申請の際に必要な書類

1. 必要事項が記入された鳥獣捕獲等（採取等）許可申請書
（書式については、市農業振興課（33-1111）にお問い合わせください）
2. 捕獲実施箇所がわかる図面

わな猟免許を所持している方

- 1 対象鳥獣 ハクビシン等の小動物
- 2 要件
 - ①前年度のわな猟狩猟者登録を受けた者、又は、前年度又は当年度に県が行う講習を受講した者
 - ②狩猟災害共済等に加入していること
 - ③過去3年間、鳥獣関係法令に違反したことがない者
 - ④捕獲獣類の適正な処分ができること
- 3 方法 箱わな
- 4 区域 申請者の所有地及び被害等を受けた者から依頼された土地
- 5 期間 捕獲期間は最長2か月間

※捕獲許可申請手続きの流れ及び必要書類については、わな猟免許を有していない方と同じです。